

制定	平成24年	9月19日	原規総発第120919005号	原子力規制委員会決定
改正	平成24年	9月26日	原規総発第120926003号	原子力規制委員会決定
改正	平成24年11月	5日	原規総発第121105005号	原子力規制委員長決定
改正	平成24年11月	7日	原規総発第121107002号	原子力規制委員会決定
改正	平成24年11月	20日	原規総発第121120002号	原子力規制委員会決定
改正	平成25年	3月15日	原規総発第130315001号	原子力規制委員会決定
改正	平成25年	3月19日	原規総発第130319006号	原子力規制委員会決定
改正	平成25年	4月1日	原規総発第130326011号	原子力規制委員会決定
改正	平成25年	5月24日	原規総発第1305241号	原子力規制委員会決定
改正	平成25年	7月8日	原規総発第1307083号	原子力規制委員会決定
改正	平成25年	8月21日	原規総発第1308214号	原子力規制委員会決定
改正	平成25年12月	18日	原規総発第1312185号	原子力規制委員会決定
改正	平成26年	2月26日	原規総発第14022828号	原子力規制委員会決定
改正	平成26年	7月23日	原規総発第1407141号	原子力規制委員会決定
改正	平成26年	8月1日	原規総発第1407281号	原子力規制委員会決定
改正	平成26年	9月3日	原規総発第1408293号	原子力規制委員会決定
改正	平成26年10月	10日	原規総発第1410106号	原子力規制委員会決定
改正	平成26年12月	8日	原規総発第1412082号	原子力規制委員会決定
改正	平成27年	3月25日	原規総発第1503252号	原子力規制委員会決定
改正	平成27年	3月31日	原規総発第1503313号	原子力規制委員会決定
改正	平成27年	7月31日	原規総発第1507313号	原子力規制委員会決定
改正	平成27年12月	18日	原規総発第1512181号	原子力規制委員会決定
改正	平成28年	2月25日	原規総発第1602251号	原子力規制委員会決定
改正	平成28年	3月16日	原規総発第1603161号	原子力規制委員会決定
改正	平成28年	3月31日	原規総発第1603316号	原子力規制委員会決定
改正	平成28年	4月27日	原規総発第1604271号	原子力規制委員会決定
改正	平成28年11月	14日	原規総発第1611143号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年	3月1日	原規総発第1703011号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年	3月31日	原規総発第1703311号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年	6月30日	原規総発第1706302号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年	7月10日	原規総発第1707101号	原子力規制委員会決定
改正	平成30年	8月31日	原規総発第1808311号	原子力規制委員会決定
改正	平成30年	9月13日	原規総発第1809132号	原子力規制委員会決定
改正	平成31年	1月9日	原規総発第1901092号	原子力規制委員会決定
改正	令和元年	7月24日	原規総発第1907246号	原子力規制委員会決定
改正	令和2年	2月19日	原規総発第2002191号	原子力規制委員会決定
改正	令和2年	3月31日	原規総発第2003311号	原子力規制委員会決定
改正	令和2年10月	14日	原規総発第2010141号	原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領を次のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会

## 原子力規制委員会行政文書管理要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)における文書の接受、起案、決裁、施行、貸出及び閲覧等の文書の管理について必要な事項を定め、事務処理の適正かつ能率的な遂行に資するとともに、委員会行政文書管理規則(原規総発第120919003号。以下「規則」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この要領において「部等」とは、原子力規制委員会組織令(平成24年政令第230号)に規定する長官官房(原子力規制庁組織細則(原規総発第120919002号)に規定するグループを除く。)、原子力規制部及び原子力安全人材育成センター並びに原子力規制庁組織細則に規定するグループをいう。
- (2) この要領において「部等の長」とは、それぞれ次長、原子力規制部長及び原子力安全人材育成センター所長(以下「所長」という。)並びに原子力規制庁組織細則に規定するグループ長をいう。
- (3) この要領において「課等」とは、原子力規制委員会組織規則(平成24年原子力規制委員会規則第1号)に定める課(原子力安全人材育成センターに置かれる課を含む。)、原子力規制庁組織細則第3条に定める部門及び課に準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。
- (4) この要領において「総括課」とは、次に掲げる課等をいう。
  - ① 長官官房の課等のうち総務課、人事課、会計部門、法務部門、技術基盤グループ技術基盤課及び放射線防護グループ放射線防護企画課
  - ② 原子力規制部の課等のうち原子力規制企画課及び検査監督総括課
  - ③ 原子力安全人材育成センターの課等のうち人材育成課

#### (帳簿等)

第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。

(1) 長官官房総務課（以下「総務課」という。）

- イ 委員会規則簿（様式第1）
- ロ 委員会告示簿（様式第2）
- ハ 官報掲載委員会訓令簿（様式第3）
- ニ 一般訓令簿（様式第4）
- ホ 官庁報告簿（様式第5）
- ヘ 受付簿
- ト 文書接受簿（様式第6）
- チ 開示請求受付管理簿（様式第7）
- リ 情報公開不服申立受付簿（様式第8）

(2) 長官官房会計部門

- イ 書留郵便物等受理簿（様式第9）

(3) 総括課

- イ 受付簿
- ロ 合議文書等処理簿（様式第10）

(4) 課等

- イ 受付簿
- ロ 決裁簿
- ハ 施行簿
- ニ 使送伝票（様式第11）
- ホ 書留郵便物等接受簿（様式第12）

2 前項の帳簿等のうち受付簿、決裁簿及び施行簿は、文書管理システム上に備えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、第1項に掲げる帳簿等は、電磁的記録媒体によって作成することができる。

## 第2章 文書の接受

（文書の接受）

第4条 委員会に到達する文書の接受は、総務課において行う。ただし、主管課等に直接到達する文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第4条第1項に規定する開示請求書その他情報公開法の施行に関し到達する文書（以下「開示請求書等」という。）を除く。）の接受については、当該主管課等において行うものとする。

2 委員会の職員が直接文書を受領したときは、速やかに当該職員が所属する文書管理担当者に申し出た上で、接受するものとする。

3 委員会に到達した文書のうち、記名押印又は署名のないものについては、接受、配布及び登録に係る手続きを省略することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 使送、会議等により委員会の職員が直接受領するとき。
- (2) 請願、陳情、建議等で委員会の職員が直接受領するとき。
- (3) 電報、ファクシミリ又は電子メールにより委員会の職員が直接受領するとき。

(接受文書の区分)

第5条 委員会に到達する文書は、次のとおり区分する。

- (1) 省受文書 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官宛ての文書並びに環境省宛ての文書でその内容が委員会の所掌に属するもの
- (2) 局受文書 委員会委員長（以下「委員長」という。）、長官、主管部等の長及び主管課等の長宛ての文書並びに委員会、原子力規制庁、主管部等及び主管課等宛ての文書

(封書の開封)

第6条 委員会において受領した文書は第10条から第13条までに規定する場合その他特に必要がある場合を除き、長官官房総務課長（以下「総務課長」という。）が開封するものとする。ただし、主管部等の長又は主管部等宛てのものについては当該総括課の長（次長宛てのものについては総務課長）が、主管課等の長又は主管課等宛てのものについては当該主管課等の長がそれぞれ開封するものとする。

(文書の配布)

第7条 委員会に到達した省受文書（電子文書、親展文書を除く。）については、直ちに総務課において、受付簿に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管部等の長又は主管課等の長に配布するものとする。

2 前項の規定による文書の配布に当たっては、受付簿に配布先の部等又は課等の受領者を記録するものとする。

第8条 委員会に到達した局受文書（電子文書、親展文書及び開示請求書等を除く。）については直ちに受付簿に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管部等の長又は主管課等の長に配布するものとする。

2 委員会に到達した開示請求書等については、委員会受付印（様式第13）を押した上、開示請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。

3 前2項の規定による文書の配布に当たっては、それぞれ受付簿及び開示請求受付管理簿に配布先の部等又は課等の受領者等を記録するものとする。

(書留郵便等の受領及び接受)

第9条 会計部門において書留郵便、現金書留郵便、配達証明郵便及び使送便等（以

下「書留郵便等」という。)を受領したときは、書留郵便物等受理簿に受理年月日、差出人、受取人その他必要な事項を登録し、及び配布先の部等又は課等の受領者を記録し、主管部等の長又は主管課等の長に配布するものとする。

- 2 前項の規定により配布を受けた主管部等の長又は主管課等の長は、書留郵便物等接受簿に接受年月日、差出人、受取人その他必要な事項を登録し、当該部等又は課等の接受者を記録するものとする。

#### (親展文書)

第10条 委員会に到達した省受文書のうち親展文書(電子文書を除く。)については、総務課において受領した後、開封することなく、直ちに環境省大臣官房秘書課長(以下「大臣官房秘書課長」という。)に配布するものとする。

- 2 大臣官房秘書課長は、前項の規定により配布された親展文書については、直ちに当該宛先人に配布するものとする。
- 3 第1項に規定する親展文書のうち、委員会において処理を必要とするものについては、当該宛先人の閲覧を終えた後、総務課長に回付するものとする。
- 4 前項の規定により回付された親展文書については、第7条の規定を準用する。

第11条 委員会に到達した文書のうち、委員長宛ての親展文書については、開封することなく、直ちに委員長に配布するものとする。

- 2 前項に規定する親展文書のうち、処理を必要とするものについては、委員長の閲覧を終えた後、総務課長に回付するものとする。
- 3 前項の規定により回付された親展文書については、第8条第1項及び第3項の規定を準用する。

第12条 主管部等の長又は主管課等の長に配布された文書のうち、親展文書で処理を必要とするものについては、当該主管部等の長、主管課等の長等の閲覧を終えた後、当該文書に係る案件を所管する担当官に配布するものとする。

#### (個人宛ての文書)

第13条 個人宛ての文書(電子文書を除く。)の処理は、親展文書の例による。

#### (誤配文書の取扱い)

第14条 総務課に送達された文書のうち、誤って送達され、又は委員会の所管外である等接受してはならないものがあるときは、直ちに返却、回送その他適切な措置をとるものとする。

- 2 環境省大臣官房総務課(以下「大臣官房総務課」という。)から総務課に配布された文書が委員会の所管に属さないものであるときは、当該配布を受けた総務課長は、当該文書を大臣官房総務課長に回付するものとする。
- 3 第7条第1項若しくは第8条第1項の規定により配布された文書又は第9条第1項の規定により配布された書留郵便等が当該主管課の所掌に属さないものであ

るときは、当該主管課等の長は、当該文書を総務課長又は当該書留郵便等を会計部門に回付するものとする。

4 前項の規定により回付された文書が委員会の所掌に属さないものであるときは、第2項の規定を準用する。

5 第8条第1項の規定により配布された文書が開示請求書等であるときは、当該配布を受けた主管課等の長は、当該開示請求書等を総務課長に回付するものとする。

(登録をしない接受文書)

第15条 施行文書に対する照会、回答及び報告、定期刊行物その他の参考資料の送付に係る文書並びに月例報告等定期的かつ簡易な文書については、第7条及び第8条の規定にかかわらず、受付簿への登録は行わない。

(接受文書の特例)

第16条 受付簿へ登録を要する文書(開示請求書等を除く。)のうち省受文書を総務課又は主管課等が直接接受した場合、又は局受文書を主管課等が直接接受した場合は、第7条及び第8条の規定にかかわらず大臣官房総務課及び総務課に回付することなく、受付簿に所要事項を登録することができる。

### 第3章 文書の起案及び決裁

(起案)

第17条 決裁文書(委員会の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を委員会の意思として決定し、又は確認するための行政文書をいう。)の起案は、文書管理システム上で調製された起案用紙を用い、当該欄に所要の事項を記入又は登録して起案し、決裁を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長又は委員の発議文書は、委員会決裁を受け委員会決定された後総務課会務係の指示によりその決定された内容に最も深い関連を有する課において文書管理システムにより採番することとする。

3 第1項の規定にかかわらず、軽易な内容の確認その他の軽易又は定型的な決裁文書の起案については、決裁用紙を用いなくて適宜の方法により行うことができる。

4 第1項による決裁文書等の起案は、原則として1の案件ごとに行うものとする。ただし、同一の案件について2以上の起案を要し、当該起案を個別に行うことによって業務の効率的な処理に支障を来すときその他適当と認められるときは、2以上の起案を一括して行うことができる。

5 一の接受文書に関しその内容が異なる二以上の事案について区分して起案する場合には、当該接受文書に基づき必要な範囲内でその写しを作成し、これについて起案することができる。

- 6 決裁文書には、その決裁に係る事項について、処理案の要旨及び理由、意思決定に至った経緯等を記載するものとする。ただし、その決裁に係る事項が軽易なものであるときは、この限りでない。
- 7 緊急に処理を要する決裁文書には、持ち回りをして決裁を受ける場合を除き、起案用紙の右上部欄外に紙片を付するものとする。

(決裁)

第 18 条 決裁文書を起案したときは、速やかに決裁を受けなければならない。

- 2 決裁は、原則として文書管理システムを使用して行うものとする。ただし、決裁文書等を持ち回る必要がある場合その他文書管理システムを使用することが適当でない場合は、起案用紙又は文書管理システムから出力した起案用紙の回付により行うことができる。

(他の部等に対する合議)

第 19 条 他の部等の所掌事務に関連する案件について起案したときは、主管部等における決裁を終えた後、当該他の部等に合議するものとする。ただし、当該案件について緊急の処理を要する等特別の理由があるときは、当該主管部等の決裁を終える前であっても、当該他の部等において並行して起案及び決裁を進めることを求めることができる。

- 2 前項の関係部等への合議は、当該部等の総括課の間において行う。ただし、主管課等の長は、第 23 条第 1 項第 3 号の規定により自ら専決処理することができる事務又は軽易かつ定型的な事務については、関係する課等の長に合議を直接行うことができる。
- 3 前項の総括課において決裁文書を他の部等に回付し、又は他の部等から決裁文書の回付を受けたときは、文書管理システムを使用する場合を除き、その都度合議文書等処理簿に必要な事項を登録しなければならない。合議を受けた部等が総括課に文書を回付する場合においても同様とする。
- 4 主管部等は、第 1 項に規定する案件のうち軽微なものその他特別の理由があるものについては、あらかじめ当該他の部等と協議し、又は文書の写しを配布すること等により、意見の調整を行うことができる。この場合において、意見の調整ができたときは、その旨を起案用紙に記入することにより、合議を省略することができる。

(決裁文書等の取扱い)

第 20 条 委員会又は委員長の決裁を受ける決裁文書は、必ず長官を経由しなければならない。ただし、委員長又は委員の発議事項についてはこの限りではない。

- 2 長官の決裁を受ける決裁文書は、次長の決裁を受けなければならない。
- 3 次長の決裁を受ける決裁文書のうち総務課、長官官房緊急事案対策室、長官官房技術基盤グループ、長官官房放射線防護グループ及び原子力規制部の所掌に係るもの（総務課及び長官官房緊急事案対策室の所掌に係るものにあつては、原子

力規制に関する技術に係るものに限る。)については、原子力規制技監の決裁を受けなければならない。

- 4 次長（前項の決裁を受ける決裁文書にあっては、次長及び原子力規制技監）の決裁を受ける決裁文書は、総務課長（長官官房人事課又は長官官房参事官の所掌に係るものについては、それぞれ長官官房人事課長又は長官官房参事官。以下この項において同じ。）の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける決裁文書のうち緊急事態対策監、核物質・放射線総括審議官又は審議官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を経由した後、当該事務を担当する緊急事態対策監、核物質・放射線総括審議官又は審議官を経由しなければならない。
- 5 長官の決裁を受ける決裁文書のうち、総務課監査・業務改善推進室の所掌に係る決裁文書については、総務課監査・業務改善推進室長の決裁を受けた後、長官の決裁を受けることができる。

#### （委員会の決裁事項）

第21条 次に掲げる事項については、委員会の決裁を受けなければならない。

- (1) 閣議に提出する事項（質問主意書に係る事項を除く。）
- (2) 委員会の議事に関する事項
- (3) 委員会規則、委員会告示、委員会訓令及びガイドライン（法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるために委員会が公表する指針、考え方等の運用基準をいう。）の制定、改正及び廃止に関する事項
- (4) 法令等に基づき、委員会が行う許可、指定、認可、命令、検査、確認、勧告、決定、報告、通知、公表等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項

#### （委員長の決裁事項）

第22条 次に掲げる事項については、委員長の決裁を受けなければならない。

- (1) 閣議に提出する事項（質問主意書に係る事項に限る。）
- (2) 省令を発することを求める事項
- (3) 委員会委員長訓令の制定、改正及び廃止に関する事項
- (4) 法令等に基づき、委員長が行う任免、命令、決定、諮問、協議、通知等に関する事項
- (5) 職員の人事、サービス及び研修に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項

#### （決裁を受ける範囲）

第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長、長官、部等の長及び課等の長の職名で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員長、長官、部等の長及び課等の長まで
- (2) 委員会名、原子力規制庁名、部等名及び課等名等で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員会、長官、部等の長及び課等の長まで

- (3) 前2号に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項が別表第2から第5に掲げる専決事項に該当するものにあつては、当該事項の専決者まで
- (4) 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原規総発第120919027号）第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、長官官房総務課長まで
- (5) 施行を要しない伺い文書又は供覧文書については、課等の長が必要と認める範囲

（専決処理）

第24条 別表第2から第5に掲げる専決事項に該当する決裁文書は、委員会行政文書管理規則及び要領の改正（軽易なものを除く。）及び廃止並びに事の異例に属するものを除き、同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。この場合には、同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。

（代決）

第25条 次の各号のいずれにも該当する場合には、決裁権者（専決者を含む。以下同じ。）の直近下位の者は、決裁の代行（以下本条において「代決」という。）をすることができる。

- (1) 決裁権者が出張、休暇その他の事由により不在であること。
- (2) 当該事項を緊急に処理しなければならない理由があること。
- (3) 当該事項が決裁権者より代決をしてはならないものとして、あらかじめ指定された事項に係るものでないこと。

- 2 代決をする者は、その決裁が代決である旨を明らかにしなければならない。
- 3 重要な事項について代決した者は、事後速やかにその旨を決裁権者に報告しなければならない。

（決裁終了前の決裁文書の修正）

第26条 決裁終了前の決裁文書の修正は、加除訂正により行うものとし、内容の重大な変更にわたる修正については、当該修正に係る部分に修正者が押印等をするものとする。ただし、決裁権者が起案者に当該内容の修正を求めることを妨げるものではない。

- 2 修正により決裁文書の内容が判読し難くなったときは、当該修正があった後の文書（以下この項において「修正文書」という。）を作成し、当該決裁文書に添えて決裁を行うことができる。この場合において、前項の修正は、修正文書に記入して行うことができる。

（決裁の期限）

第27条 決裁文書の回付を受けた者は、特別の理由がある場合を除き、2日以内に決裁をしなければならない。

(廃案)

第 28 条 決裁文書について、決裁権者が反対の決定をした場合又は決裁権者の決裁を終える前に起案主管課等の長が撤回の決定をした場合には、当該決裁文書は廃案とし、起案用紙に「廃案」の表示をするとともに、決裁簿に必要な事項を登録するものとする。

(再度決裁を経ない決裁終了後の決裁文書の修正の禁止)

第 28 条の 2 決裁終了後の決裁文書の修正は、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて順次決裁を受けること（以下この条において「修正のための決裁」という。）により行うものとする。

- 2 修正のための決裁には、修正の箇所及び内容並びに修正の理由を記した資料を添付しなければならない。
- 3 決裁文書のうち、行政機関の意思決定の内容そのものが記載されている行政文書（以下この条において「決裁対象文書」という。）について修正を行った場合には、修正のための決裁により修正が行われた後の決裁対象文書を原本とする。
- 4 修正のための決裁による修正が行われた後の決裁対象文書のうち、施行が必要なものについては、次の各号に掲げる修正のための決裁が終了した時期の区分に応じて、当該各号に掲げる文書番号及び施行日により施行することとする。
  - (1) 当初の決裁対象文書の施行日前 当初の決裁における文書番号及び施行日
  - (2) 当初の決裁対象文書の施行日後 修正のための決裁における文書番号及び施行日
- 5 当初の決裁文書のうち、当該決裁の説明を行うために添付した資料のみを修正した場合には、施行が必要な決裁対象文書については、当初の決裁における文書番号及び施行日により施行することとする。
- 6 修正の内容が、客観的に明白な計算違い、誤記、誤植、脱字又は文書管理システムの誤操作による軽微な誤りなど軽微かつ明白な誤りに係る場合には、第 1 項の規定にかかわらず、修正のための決裁に係る手続を、総括文書管理者決定に定めるところにより、簡素化することができる。

(文書の供覧)

第 29 条 委員会に送達を受けた文書で、担当官以外の閲覧が必要と認められるものは、起案用紙を用いて、速やかに供覧するものとする。

- 2 供覧文書には、その供覧に係る事項について、説明文及び必要があるときは、担当官の意見を記載するものとする。ただし、その供覧に係る事項が軽易なものであるときはこの限りではない。
- 3 第 17 条第 2 項の文書は、その決定された内容に最も深い関連を有する担当官が起案用紙を用いて、速やかに供覧するものとする。
- 4 前項において、供覧の範囲は起案の決裁の範囲（委員長及び委員を除く。）

に準ずる。

- 5 図書・刊行物の供覧等簡易なものについては、起案用紙を用いることを要しない。

(決裁・供覧文書の登録)

第30条 決裁を終えたときは、当該起案者において、起案用紙にその決裁を終えた年月日その他必要な事項を登録するとともに、別表第1に定める文書記号、文書番号を登録し、決裁簿に件名、決裁を終えた年月日、施行年月日、起案者その他必要な事項を登録するものとする。

- 2 供覧を行うときは、当該起案者において、起案用紙にその供覧を開始した年月日その他必要な事項を登録するとともに、別表第1に定める文書記号、文書番号を登録し、供覧を終えたときは、決裁簿に件名、供覧を開始した年月日、供覧を終了した年月日、起案者その他必要な事項を登録するものとする。
- 3 前2項の文書番号は、毎日更新し起番する。

#### 第4章 文書の施行及び発送

(施行文書の取扱い)

第31条 主管課等においては、前条の規定による登録を終えた決裁文書（以下この章において「決裁済文書」という。）で施行、発送を要するもの（電子文書を除く。）については、浄書及び照合を行い、施行文書を作成し、総務課において公印及び契印の押印を行った後に封かんし、会計部門に発送を依頼するものとする。

- 2 文書を使送により送付する場合で、特に相手方が当該文書を受け取った旨の証拠を必要とするときは、当該文書に使送伝票を添付しなければならない。
- 3 施行文書の各葉に割印を押す場合には、当該文書の発行名義人の公印を用いるものとする。
- 4 施行文書には、別に定めのあるものを除き、当該文書の施行年月日及び文書記号・番号を付するものとする。

(公印及び契印の省略)

第32条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる施行文書については、発信者名の下に「(公印省略)」の文字を付記することにより、公印及び契印の押印を省略することができる。

- (1) 環境省、委員会内部部局、施設等機関及び地方環境事務所又は他の行政機関に発出する施行文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、一般に公表する文書、情報提供を行うための文書、定例的な通知書、依頼文書、回答文書その他の偽造されるおそれが少ない文書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第

167号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)、情報公開法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)並びにこれらの関係法令に基づくものを除く。)

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、文書管理システムにより決裁を終えた文書を書面により施行、発送する場合については、契印の押印を省略することができる。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、海外の国、地域又は国際機関等へ発送する施行文書のうち当該文書の発行名義人が認めるものについては、公印の押印に代えて公印に係る組織の長の自筆による署名をすることができる。

(閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行を要する決裁文書)

第33条 閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行を要する決裁文書(以下「閣議提出文書等」という。)について、第21条の規定に基づき委員会決裁を受け又は第22条の規定に基づき委員長の決裁を受けた場合には、主管課等は閣議提出文書等を大臣官房総務課に送付し、環境省行政文書管理要領(平成23年環境省訓令第4号)に準じ、大臣まで決裁を受け、施行を行うものとする。なお、閣議提出文書については、大臣官房総務課において、必要な事項の登録等を行い、閣議に提出するものとする。

(官報原稿の送付)

第34条 主管課等においては、法律、政令、省令、委員会規則、委員会告示その他公示を要する案件で官報に掲載する必要があるものについて決裁が終わったときは、浄書及び照合を行い、官報に掲載する原稿(以下この条において「官報原稿」という。)を、法律、政令、省令については大臣官房総務課に、委員会規則、委員会告示等については総務課に送付するものとする。電磁的記録媒体に記録したものを併せて送付する。

- 2 前項の規定により総務課に委員会規則、委員会告示等に係る官報原稿が送付されたときは、官報報告主任(総務課長をもって充てる。)は、委員会規則簿、委員会告示簿、官報掲載委員会訓令簿又は官庁報告簿に件名、主管課等名、別表第6に定める文書記号その他必要な事項を登録し、当該官報原稿(必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものを含む。)を独立行政法人国立印刷局に送付するものとする。
- 3 官報報告主任は、前項の規定により送付した官報原稿が官報に掲載されたときは、官庁報告簿に掲載年月日及び番号その他必要な事項を登録し、主管課等に連絡するものとする。
- 4 主管課等においては、前項の連絡を受けたときは、決裁済文書と官報を照合し、誤りがあった場合には、第1項及び第2項の例により、官報正誤の手続を行うものとする。
- 5 官報報告主任は、総務課の職員のうちから官報報告主任補佐及び官報事務取扱者を指名し、官報掲載に関する事務を行わせることができる。

(官報に掲載しない訓令)

第 35 条 主管課等においては、官報に掲載する必要がない訓令の決裁が終わったときは、決裁済文書を総務課に送付するものとする。

2 前項の規定により決裁済文書が送付されたときは、総務課長は、一般訓令簿に件名、主管課等、官庁報告簿に定める文書番号その他必要な事項を登録し、決裁済文書に訓令番号を記入した後、当該決裁済文書を主管課等に返送するものとする。

(郵送)

第 36 条 郵送により文書を発送するときは、会計部門において、郵便、民間事業者が提供する信書便又はその他効率的な方法により行うものとする。

## 第 5 章 文書の貸出及び閲覧

(文書の貸出及び閲覧)

第 37 条 文書管理者は、職務の遂行上必要があると認められる場合は、文書を関係職員以外の職員に閲覧させ、又は貸し出すことができる。

2 前項の規定により閲覧し、又は貸出を受けた文書は、これを転貸、取換又は改ざんしてはならない。

## 第 6 章 行政文書の利用

(行政文書の利用)

第 38 条 公表その他の方法により国民に情報提供される行政文書については、何人に対しても閲覧させ、又は配布するものとする。ただし、1人当たりの配布部数を制限することができる。

2 前項の閲覧又は配布は、原則として原子力規制委員会ホームページへの掲載の方法で行うものとする。

3 第 1 項の閲覧又は配布の対象となる行政文書は、パンフレット、PR 資料、新聞発表資料、審議会等の議事録その他国民一般に情報提供するために作成された行政文書とする。

第 39 条 前条の行政文書は、配布予定数に達した場合には配布を終了し、閲覧又は写しの交付のみを行う。

2 前条の行政文書の情報提供を開始した日から 1 年を経過した場合は、情報公開法第 4 条第 1 項の規定に基づく開示請求手続により閲覧又は写しの交付を行うものとする。ただし、ホームページへの掲載又は配布を継続している場合は、この限りではない。

## 第7章 秘密文書の取扱い

第40条 秘密を要する文書の取扱いは、原子力規制委員会秘密文書管理要領（原規総発第1503312号）の定めるところによる。

## 第8章 電子文書の管理

### （電子文書取扱主任）

第41条 総務課に総括電子文書取扱主任を、主管課等に電子文書取扱主任を置く。

- 2 総括電子文書取扱主任は、総務課文書係長をもって充てる。
- 3 電子文書取扱主任は、文書管理担当者をもって充てる。
- 4 総括電子文書取扱主任及び電子文書取扱主任は、文書管理システムを用いた電子文書の送受信及び文書管理システムを用いて送受信する電子文書の適切な管理に当たる。

### （電子文書の確認・接受等）

第42条 電子文書取扱主任又は担当官は、文書管理システムを用いて送信された電子文書を受信した場合は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるところにより処理しなければならない。

- (1) 受信した電子文書に電子署名がある場合は、当該電子署名の検証を行うこと。
  - (2) 受信した電子文書の形式を確認し、発信者に対して形式上の誤りがない場合は、受領通知を、形式上誤りがある場合は否認通知をそれぞれ通知すること。
  - (3) 受付簿に当該受信した電子文書の整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先及び相手方の文書日付その他必要な事項を登録した後、当該受信した電子文書を文書管理システムに登録すること。
- 2 電子文書の接受年月日は、電子文書が文書管理システムに到達（文書管理システムに備えられたファイルへの記録がされた時をいう。）した年月日とする。ただし、通常の勤務時間を超えて到達したもの及び休日に到達したものにあっては、直後の休日ではない日とする。

### （電子文書の施行）

第43条 電子文書は文書管理システムにより施行するものとする。

### （電子署名）

第44条 施行文書が電子文書である場合は、電子署名を行うものとする。ただし、庁内に発送する文書その他文書管理者が電子署名を要しないと認めた文書については、電子署名を省略することができる。

- 2 前項の電子署名は電子文書取扱主任が行うものとする。
- 3 その他電子署名の取扱いについては、環境省電子署名規程（平成15年環境

省訓令第6号)の定めるところによる。

(アクセスの管理)

第45条 総務課長は、文書管理システムにアクセスしようとする者をユーザID及びパスワード等により識別し、認証するものとする。

2 総務課長は、文書管理システムへのアクセス状況を監視し、記録するものとする。

(電子文書の保存等の記録)

第46条 総務課長は、電子文書の文書管理システムへの保存並びに文書管理システムに登録された電子文書の閲覧、更新、複写及び廃棄(以下この項において「保存等」という。)が行われた場合に、当該保存等が行われた年月日及び時刻並びにその実施者名を記録するための措置を講ずるものとする。

2 総務課長は、消失、改ざん、漏えい等により国民の権利義務、国民生活に重大な影響を与えるおそれのある電子文書については、更新履歴を確認するための措置を講ずるものとする。

3 総務課長は、電子文書の消失及び変化並びに改ざん、盗難、漏えい及び盗み見を防止するための措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月19日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 25 年 8 月 21 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 10 月 14 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 27 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「法」という。）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。
- 2 法附則第7条第1項の規定により、法の施行の際現に工事に着手されている施設（溶接をした施設であって輸入されるものにあつては法の施行の際現に輸入されているものの溶接、輸入される燃料体にあつては法の施行の際現に輸入されているもの）に係る、法第3条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の3第1項、第16条の4第1項若しくは第4項、第28条第1項、第28条の2第1項若しくは第4項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項若しくは第4項、第43条の9第1項、第43条の10第1項若しくは第4項、第46条第1項、第46条の2第1項若しくは第4項、第51条の8第1項、第51条の9第1項若しくは第4項、第55条の2第1項又は第55条の3第1項の規定による検査に係る専決事項については、なお従前の例による。ただし、専決者が長官であるものは、原子力規制部長とし、原子力規制委員会への報告は、不要とする。

附 則

この規程は、令和2年10月14日から施行する。

別表第 1

部 等 名		文 書 記 号
原子力規制委員会	長官官房総務課	原 規 総
	長官官房人事課	原 規 人
	長官官房会計部門	原 規 会
	長官官房法務部門	原 規 法
	技術基盤グループ	原 規 技
	放射線防護グループ	原 規 放
	原子力規制部	原 規 規
	原子力安全人材育成センター	原 規 セ

(備考)

- 1 接受文書の文書記号については、上記文書記号に「収」を付するものとする。
- 2 施行文書の文書記号については、上記文書記号に「発」を付するものとする。

## 別表第2（共通事項）

## （1）一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	課長補佐相当官職以下の職員の任免及びそれに関連する事項に関すること（分限、懲戒及び訓戒に関する事項並びにこの表の第31号から第33号までに掲げる事項を除く。）。	長官	
2	規則、告示及び訓令の制定又は改廃（軽易なものに限る。）に関すること。	長官	
3	法令の解釈又は運用で軽易なものに関すること。	長官	
4	請願（国会に提出されたものを除く。）、建議、陳情等に関すること（重要なものを除く。）。	長官	
5	賞状及び賞品に関すること。	長官	
6	祝辞、弔辞その他あいさつ文（書面の交付を伴うものに限る。）に関すること。	長官	
7	後援名義（次号に掲げるものを除く。）その他の名義に関すること。	長官	
8	後援名義（全く同趣旨の行事に対する2回目以降の後援名義の使用の承認に関するものに限る。）に関すること。	主管課等の長	総務課長 広報室長
9	不服申立ての裁決又は決定に関すること（行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る不服申立てであって軽易なものに限る。）。	長官	
10	不服申立てに関すること（裁決又は決定に関するものを除く。）。	主管課等の長	参事官（法務担当）
11	公示（規範の定立に係るものを除く。）に関すること。	主管部等の長（原子力規制部にあっては、原子力規制部長）	法令審査室長 広報室長
12	訴訟に関する事務で軽易なものに関すること。	主管課等の長	参事官（法務担当）
13	審議会等に関する事務で軽易なものに関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）
14	委託費に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	主管課等の長	参事官（会計担当）
15	委託費に関する事務のうち、再委託（重要なものを除く。）に係る承認申請に関すること。	主管課等の長	
16	助成金及び交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象となるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）

17	官庁その他に対する通達、通知、協議、照会、依頼又は回答に関することであって軽易なものに関すること（原子力規制法令の規定によるものを除く）。	主管課等の長	総務課長
18	私費出版の承認に関すること。	主管課等の長	人事課長
19	委託事業の成果の発表の許可に関すること。	主管課等の長	
20	原子力規制庁としての研究成果の論文等による公表に関すること。	主管部等の長（原子力規制部にあっては、原子力規制部長）	
21	前号の公表に関する決裁を受けた論文等の軽微な修正（学会誌の査読等に伴う修正に限る。）に関すること。	主管課等の長	
22	受領証、証明書等の交付及び返納に関すること。	主管課等の長	
23	免許証、許可証、受領証、証明書等の再交付又は書換えに関すること。	主管課等の長	
24	処分未済の文書の返送に関すること。	主管課等の長	
25	便宜供与に関すること。	主管課等の長	国際室長
26	行政職俸給表（一）8級以下の職員に対する旅行命令に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	主管課等の長	参事官（会計担当）
27	原子力検査官及び原子力防災専門官に対する旅行命令に関すること。	人事課長	参事官（会計担当）
28	審議会等の委員等旅費に関する旅行依頼に関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）
29	研修計画及びその実施に関すること。	所長	人事課長
30	行政職俸給表（一）6級以下の職員が国の用務以外の目的で海外に渡航する場合の承認に関すること。	主管課等の長	人事課長
31	健康管理者、安全管理者、健康管理担当者、安全管理担当者及び火元責任者の指名に関すること。	人事課長	
32	職員の休職及び復職に関すること。	人事課長	
33	国家公務員の育児休業等に関する法律、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律及び国家公務員の配偶者同行休業に関する法律に基づく承認に関すること。	人事課長	
34	前各号に掲げるもののほか、他の専決事項に属しない事務であって軽易なものに関すること。	主管課等の長	

## (2) 共通の法令事務

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この表において「情報公開法」という。）第4条第2項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。	主管課等の長	
2	情報公開法第9条の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関するもののうち、過去に類例がある等軽易なものに関すること。	主管課等の長	法令審査室長
3	情報公開法第10条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
4	情報公開法第11条の規定による決定期限の特例適用の通知に関すること。	主管課等の長	
5	情報公開法第12条第1項の規定による事案移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
6	情報公開法第12条の2第1項の規程による事案移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
7	情報公開法第13条第1項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関すること。	主管課等の長	
8	情報公開法第13条第2項の規定による第三者情報を開示する際の意見書提出の機会の付与等に関すること。	主管課等の長	
9	情報公開法第13条第3項（第20条において準用する場合を含む。）の規定による第三者情報を開示する際の第三者への通知に関すること。	主管課等の長	
10	情報公開法第16条第3項の規定による手数料の減額及び免除に関すること。	主管課等の長	
11	情報公開法第19条第1項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問（軽易なものに限る。）に関すること。	長官	
12	情報公開法第19条第2項の規定による諮問をした旨の通知に関すること。	主管課等の長	
13	情報公開法第23条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	主管課等の長	
14	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下この表において「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（重要なものに限る。）に関すること。	次長	
15	行政機関個人情報保護法第8条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
16	行政機関個人情報保護法第8条第4項の規定による保有個人情報の行政機関の内部における利用に関すること。	主管課等の長	
17	行政機関個人情報保護法第9条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求に関すること。	主管課等の長	

18	行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定による総務大臣への事前通知等に関すること。	主管課等の長	
19	行政機関個人情報保護法第13条第3項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。	主管課等の長	
20	行政機関個人情報保護法第18条の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関するもののうち、過去に類例がある等軽易なものに関すること。	主管課等の長	法令審査室長
21	行政機関個人情報保護法第19条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
22	行政機関個人情報保護法第20条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
23	行政機関個人情報保護法第21条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
24	行政機関個人情報保護法第22条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
25	行政機関個人情報保護法第23条第1項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関すること。	主管課等の長	
26	行政機関個人情報保護法第23条第2項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関すること。	主管課等の長	
27	行政機関個人情報保護法第23条第3項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知に関すること。	主管課等の長	
28	行政機関個人情報保護法第28条第3項の規定による訂正請求書の補正に関すること。	主管課等の長	
29	行政機関個人情報保護法第30条第1項の規定による訂正の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	次長	
30	行政機関個人情報保護法第30条第1項の規定による訂正の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
31	行政機関個人情報保護法第30条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	次長	
32	行政機関個人情報保護法第30条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
33	行政機関個人情報保護法第31条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
34	行政機関個人情報保護法第32条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
35	行政機関個人情報保護法第33条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
36	行政機関個人情報保護法第34条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
37	行政機関個人情報保護法第35条の規定による保有個人情報の提供先への通知に関すること。	主管課等の長	

38	行政機関個人情報保護法第37条第3項の規定による利用停止請求書の補正に関すること。	主管課等の長	
39	行政機関個人情報保護法第39条第1項の規定による利用停止の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	次長	
40	行政機関個人情報保護法第39条第1項の規定による利用停止の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
41	行政機関個人情報保護法第39条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	次長	
42	行政機関個人情報保護法第39条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
43	行政機関個人情報保護法第40条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
44	行政機関個人情報保護法第41条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
45	行政機関個人情報保護法第43条第1項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問（軽易なものに限る。）に関すること。	長官	
46	行政機関個人情報保護法第43条第2項の規定による諮問をした旨の通知に関すること。	主管課等の長	
47	行政機関個人情報保護法第44条の4の規定による行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集の公示に関すること。	主管課等の長	法令審査室長
48	行政機関個人情報保護法第46条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	次長	
49	行政機関個人情報保護法第49条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	主管課等の長	
50	行政機関個人情報保護法第50条の規定による資料の提出及び説明に関すること。	主管課等の長	
51	物品管理法（昭和31年法律第113号）第5条第2項の規定による分類換の承認に関すること。	参事官（会計担当）	
52	物品管理法第16条第2項の規定による管理換の承認に関すること。	参事官（会計担当）	
53	物品管理法第27条の規定による不用の決定等の承認に関すること。	参事官（会計担当）	
54	物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第44条の2の規定による検査員の任命に関すること。	参事官（会計担当）	

(3) (1) 及び (2) の業務を専決で処理したものについて特に必要なものは委員会又は委員長に報告を行う。

別表第3（原子力規制法令）

（1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（原子力規制部に置かれる安全規制管理官（以下「部安全規制管理官」という。）に係るものに限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この表において「原子炉等規制法」という。）第6条第1項の製錬事業の変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
2	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条第1項の規定による製錬事業者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
3	部門（長官官房に置かれる安全規制管理官（以下「官房安全規制管理官」という。）に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	長官		要
4	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の6第3項の規定による製錬事業者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
5	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による製錬事業者の廃止措置の終了の確認に関すること。	長官		要
6	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の7第4項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
7	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の7第9項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置の終了の確認に関すること。	長官		要
8	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条第1項の規定による加工事業の変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
9	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の2第1項の規定による加工施設の設計及び工事の計画の認可（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不認可に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否

10	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の2第2項の規定による加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不認可に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
11	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の3第3項の規定による加工施設の使用前事業者検査に関する確認（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更又は最大処理能力の増加に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
12	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
13	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第22条の3第1項の規定による核燃料取扱主任者免状の交付に関する事	原子力安全人材育成センター副所長（以下この表において「副所長」という。）		否
14	人事課	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関する事のうち、試験委員の任免及びそれに関連する事項に関する事	長官	所長	否
15	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関する事（前号に掲げるものを除く。）	副所長		否
16	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱に関し学識及び経験を有する者の認定に関する事	長官		否
17	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関する事	長官		要

18	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の8第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による加工事業者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
19	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項の規定による加工事業者の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
20	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧加工事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
21	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧加工事業者等の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
22	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
23	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条第4項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
24	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条の2第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
25	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条の2第3項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
26	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第27条第1項の規定による設計及び工事の計画の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
27	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第27条第2項の規定による設計及び工事の計画の変更の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否

28	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条第3項の規定による原子炉施設の使用前事業者検査に関する確認（原子炉の設置、型式の変更、熱出力の増加又は基数の増加に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
29	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
30	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第41条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の交付に関すること。	副所長		否
31	人事課	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関することのうち、試験委員の任免及びそれに関連する事項に関すること。	長官	所長	否
32	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関すること（前号に掲げるものを除く。）。	副所長		否
33	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規定による原子炉に関し学識及び経験を有する者の認定に関すること。	長官		否
34	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	長官		要
35	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による試験研究用等原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
36	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項の規定による試験研究用等原子炉設置者の廃止措置の終了の確認に関すること。	長官		要

37	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
38	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
39	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
40	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第3項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
41	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第5項の規定による期間の短縮に関する事。	主管課等の長		否
42	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第7項の規定による届出の審査の延長に関する事。	主管課等の長		否
43	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の9第1項の規定による設計及び工事の計画の認可（重要なものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
44	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の9第2項の規定による設計及び工事の計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
45	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の10第3項の規定による期間の短縮に関する事。	主管課等の長		否
46	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の10第5項の規定による設計及び工事の計画の審査の延長に関する事。	主管課等の長		否

47	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による使用前事業者検査に関する確認（発電用原子炉の設置、発電用原子炉の基数の増加の工事、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
48	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
49	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関する事。	長官		要
50	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の30第1項の規定による型式証明（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
51	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の30第3項の規定による型式の設計変更の承認等（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
52	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の31第1項の規定による型式の指定（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
53	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定による型式の指定に係る特定機器を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関する事。	長官		要
54	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要

55	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第8項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
56	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
57	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
58	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の7第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
59	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する第43条の5第3項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
60	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の8第1項の規定による設計及び工事の計画の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
61	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の8第2項の規定による設計及び工事の計画の変更の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
62	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の9第3項の規定による使用前事業者検査に関する確認（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否

63	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の20第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
64	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関する事	長官		要
65	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の26の2第1項の規定による型式証明（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
66	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の26の2第3項の規定による型式の設計変更の承認等（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
67	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の26の3第1項の規定による型式の指定（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
68	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の26の3第4項の規定による型式の指定に係る特定容器等を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関する事	長官		要
69	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の27第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
70	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要
71	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要

72	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要
73	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第44条の4第1項の規定による再処理事業の変更の許可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
74	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第44条の4第3項において準用する第44条の2第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
75	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第45条第1項の規定による再処理施設の設計及び工事の計画の認可（重要なものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
76	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第45条第2項の規定による再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
77	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条第3項の規定による再処理施設の使用前事業者検査に関する確認（再処理施設の新設又は増設に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
78	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理事業者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
79	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関する事	長官		要
80	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要

81	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による再処理事業者の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
82	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
83	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
84	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の5第1項の規定による廃棄事業の変更の許可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
85	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の6第1項及び第2項の規定による確認に関する事。	原子力規制部長		否
86	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の7第1項の規定による設計及び工事の計画の認可（特定第一種廃棄物埋設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
87	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の7第2項の規定による設計及び工事の計画の変更の認可（特定第一種廃棄物埋設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
88	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の8第3項の規定による使用前事業者検査に関する確認（特定第一種廃棄物埋設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
89	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要

90	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関する事。	長官		要
91	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の24の2第2項の規定による坑道の閉鎖の工程ごとの確認に関する事。	原子力規制部長		否
92	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による廃棄事業者の閉鎖措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
93	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による廃棄事業者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
94	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃棄事業者の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
95	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
96	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
97	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
98	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。）に関する事。	長官		要

99	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条の2第3項の規定による使用前検査に関する確認（使用施設本体の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
100	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による合併及び分割の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
101	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
102	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関する事。	長官		要
103	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
104	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
105	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
106	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置の終了の確認に関する事。	原子力規制部長		否

107	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の認可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
108	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
109	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置の終了の確認に関する事。	長官		要
110	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置計画の終了の確認に関する事。	原子力規制部長		否
111	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第58条第2項の規定による事業所外廃棄に関する措置の確認に関する事。	原子力規制部長		否
112	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の確認（特定核燃料物質の防護のための措置に関するものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
113	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の確認（特定核燃料物質の防護のための措置に関するものに限る。）に関する事。	核物質・放射線総括審議官		否
114	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第59条第3項の規定による事業所外運搬に使用する容器の承認に関する事。	原子力規制部長		否
115	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定による特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結確認に関する事。	主管課等の長		否

116	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2第1項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認に関する事	原子力規制部長		否
117	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に関する事	長官		要
118	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第1項の規定による原子力規制検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	主管課等の長		否
119	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第3項の規定による原子力規制検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否
120	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第4項の規定による証明書の発行に関する事	主管課等の長		否
121	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第7項の規定による原子力規制検査の総合的な評価に関する事	長官		要
122	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第9項の規定による原子力規制検査及び評価の結果の通知並びに公表に関する事	主管課等の長		否
123	保障措置室	原子炉等規制法第61条の3第1項の規定による国際規制物資の使用の許可に関する事	主管課等の長		否
124	保障措置室	原子炉等規制法第61条の5の2第1項の規定による合併及び分割の認可に関する事	主管課等の長		否
125	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要

126	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関すること。	主管課等の長		否
127	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査（実施に関し必要な事項を委員会が別に定める要領において定めたものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
128	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第2項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
129	保障措置室	原子炉等規制法第61条の16第1項の規定による指定情報処理機関の業務規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
130	保障措置室	原子炉等規制法第61条の17第1項の規定による指定情報処理機関の事業計画等の認可及び変更の認可に関すること。	長官		要
131	保障措置室	原子炉等規制法第61条の22の規定による官報告示に関すること。	主管課等の長		否
132	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23第1項（第61条の23の20において準用する場合を含む。）の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための実施要領を定めたものに限る。）に関すること。	主管部等の長		否
133	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の7第1項の規定による実施指示書（実施に関し必要な事項を委員会が別に定める要領において定めた保障措置検査に係るものに限る。）の交付及び職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
134	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の8第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
135	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の11第2項の規定による検査員の選任の認可に関すること。	主管課等の長		否

136	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の19の規定による官報告示に関すること。	主管課等の長		否
137	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の20において準用する第61条の17第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の事業計画の認可及び変更の認可に関すること。	長官		要
138	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）又は東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	原子炉等規制法第64条の2第4項の規定による特定原子力施設の指定及び解除の公示に関すること。	主管課等の長		否
139	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）又は東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
140	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第64条の3第8項において読み替えて準用する第61条の2の2第3項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
141	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第61条の2の2第4項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否
142	主管課等	原子炉等規制法第67条第1項から第4項までの規定による報告徴収（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関すること。	長官	人事課長	否
143	保障措置室	原子炉等規制法第67条第1項の規定による報告徴収（日・IAEA保障措置協定、追加議定書及び各二国間原子力協力協定に規定されているものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
144	保障措置室	原子炉等規制法第67条第5項の規定による報告徴収（追加議定書に規定されているものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
145	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第8項の規定による立入検査（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関すること。	長官	人事課長	否

146	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第8項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること（前号に掲げるものを除く。）。	原子力規制部長		否
147	主管課等	原子炉等規制法第68条第5項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否
148	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（国際原子力機関（以下「IAEA」という。）からの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
149	保障措置室	原子炉等規制法第68条第4項の規定による立入検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
150	保障措置室	原子炉等規制法第68条第7項、第8項、第12項及び第13項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
151	保障措置室	原子炉等規制法第68条第10項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
152	保障措置室	原子炉等規制法第68条第11項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
153	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第71条第1項の規定による第26条第1項、第26条の2第1項又は第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に当たっての経済産業大臣等の意見の聴取に関すること。	長官		要
154	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第71条第2項の規定による第43条の7第1項又は第51条の5第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に当たっての経済産業大臣の意見の聴取に関すること。	長官		要
155	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要

156	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関する事。	主管部等の長		否
157	主管課等	原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等をしたときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関する事。	主管課等の長		否
158	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条の2の2第2項の規定による第61条の2第1項の放射能濃度の確認及び同条第2項の測定及び評価の方法の認可をしたときの環境大臣への連絡に関する事。	主管課等の長		否
159	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。）第62条第2項の規定による届出の写しの文部科学大臣等への送付に関する事。	主管課等の長		否
160	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法施行令第62条第3項の規定による確認をした場合における文部科学大臣等への通報に関する事。	主管課等の長		否
161	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による処分の際の経済産業大臣への通報に関する事。	主管課等の長		否
162	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号。以下この表において「製錬規則」という。）第3条第2項第8号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
163	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬規則第7条の5の12の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
164	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬規則第7条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否

165	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬規則第7条の6の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下この表において「実用炉則」という。）第130条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
166	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。）第3条の6第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	原子力規制部長		否
167	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の6第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関する事。	原子力規制部長		否
168	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の7の規定による使用前確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
169	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の9第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事。	長官		要
170	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第4条第2項第8号の規定による合併及び分割に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
171	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第7条の6第1項第2号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
172	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第9条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
173	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第9条の10の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
174	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第9条の15の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
175	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第13条の規定による記載の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否

176	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第14条の規定による添付書類の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
177	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	原子力規制部長		否
178	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関する事。	原子力規制部長		否
179	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第21条の規定による使用前確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
180	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第55条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事。	長官		要
181	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第65条第2項第7号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
182	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第87条第4号の規定による確認に関する事。	原子力規制部長		否
183	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第88条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
184	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第99条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
185	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第101条第3項の規定による型式証明に係る特定機器を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関する事。	長官		要
186	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第104条各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
187	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第105条第1項から第3項までの規定による告示に関する事。	主管課等の長		否
188	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第108条第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要

189	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第109条第3項の規定による取消しに関する事。	主管課等の長		否
190	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第110条各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
191	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第112条第1項から第3項までの規定による告示に関する事。	主管課等の長		否
192	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第120条第2項第2号の規定による廃止措置の終了の確認申請書に係る必要な事項に関する事。	主管課等の長		否
193	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第121条の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
194	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
195	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第132条各号の規定による公示に関する事。	主管課等の長		否
196	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下この表において「試験炉規則」という。）第3条の4第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	原子力規制部長		否
197	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の4第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関する事。	原子力規制部長		否
198	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の6の規定による使用前確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
199	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の8第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事。	長官		要

200	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第5条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
201	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第12条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
202	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第16条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
203	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第16条の11の2（第16条の12第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
204	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和53年運輸省令第70号。以下この表において「船舶炉規則」という。）第7条第2項第4号の規定による設計及び工事の計画の認可申請書に係る必要な事項に関する事。	原子力規制部長		否
205	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第10条第2号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	原子力規制部長		否
206	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第10条第3号の規定による使用前確認の省略の指示に関する事。	原子力規制部長		否
207	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第10条の2の規定による使用前確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
208	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第13条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事。	長官		要
209	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第17条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否

210	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第32条の12（第33条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
211	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下この表において「研開炉則」という。）第13条の規定による記載の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
212	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第14条の規定による添付書類の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
213	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第17条第1項第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	原子力規制部長		否
214	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第17条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関する事。	原子力規制部長		否
215	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第21条の規定による使用前確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
216	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第51条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事。	長官		要
217	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第60条第2項第7号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
218	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第83条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
219	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第94条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
220	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第99条各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
221	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第100条第1項から第3項までの規定による告示に関する事。	主管課等の長		否

222	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第103条第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
223	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第104条第3項の規定による取消しに関する事。	主管課等の長		否
224	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第105条各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
225	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第107条第1項から第3項までの規定による告示に関する事。	主管課等の長		否
226	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第111条第2項第10号の規定による廃止措置計画認可申請書に係る書類又は図面に関する事。	主管課等の長		否
227	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第115条第2項第2号の規定による廃止措置の終了の確認申請書に係る必要な事項に関する事。	主管課等の長		否
228	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉規則第116条の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
229	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第125条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
230	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第127条各号の規定による公示に関する事。	主管課等の長		否
231	原子力安全人材育成センター	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下この表において「原子炉試験細目規則」という。）第4条の規定による公告に関する事。	副所長		否
232	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第6条の規定による筆記試験又は口答試験合格者名の公告及び筆記試験合格証の送付に関する事。	副所長		否
233	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第7条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関する事。	副所長		否

234	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識の修得が可能な課程の認定に関する事。	所長	部安全規制管理官	否
235	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第14条の規定による認定課程の確認に関する事。	所長	部安全規制管理官	否
236	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第16条の規定による認定等の公示に関する事。	副所長		否
237	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下この表において「貯蔵規則」という。）第8条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	原子力規制部長		否
238	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第8条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関する事。	原子力規制部長		否
239	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第10条の規定による使用前確認の交付に関する事。	主管課等の長		否
240	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第12条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事。	長官		要
241	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第24条第2項第8号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
242	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第34条第1項第2号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
243	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
244	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の2第3項の規定による型式の証明に係る特定容器等を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関する事。	長官		要

245	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の5各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
246	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の6第1項から第3項までの規定による告示に関する事。	主管課等の長		否
247	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の9第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
248	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の10第3項の規定による取消しに関する事。	主管課等の長		否
249	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の11各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
250	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の13第1項から第3項までの規定による告示に関する事。	主管課等の長		否
251	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の8の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
252	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の12の3において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
253	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下この表において「再処理規則」という。）第6条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	原子力規制部長		否
254	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第6条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関する事。	原子力規制部長		否
255	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の規定による使用前確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
256	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の9第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事。	長官		要

257	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の14第2項第8号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
258	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第14条第1項第2号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
259	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第19条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
260	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第19条の10の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
261	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第19条の15の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
262	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号。以下この表において「第一種埋設規則」という。）第13条の規定による第一種廃棄物埋設確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
263	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第19条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	原子力規制部長		否
264	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第19条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関する事。	原子力規制部長		否
265	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第24条の規定による使用前確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
266	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第26条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事。	長官		要

267	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第41条第2項第8号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
268	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第60条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
269	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第70条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
270	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第76条の2の規定による閉鎖措置確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
271	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第84条の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
272	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第88条の3第4号の規定による指定廃棄物埋設区域に関する記録に係る必要な事項に関する事。	主管課等の長		否
273	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第88条の4において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
274	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下この表において「第二種埋設規則」という。）第9条の規定による第二種廃棄物埋設確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
275	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第10条第2項第8号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
276	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第18条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要

277	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第22条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
278	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第22条の12の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
279	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。）第8条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長		否
280	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第8条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関すること。	原子力規制部長		否
281	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第10条の規定による使用前確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
282	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第12条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要
283	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第23条第2項第8号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
284	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第32条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
285	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
286	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第35条の11の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否

287	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第35条の15の3において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
288	原子力安全人材育成センター	核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号。以下この表において「核燃料試験細目規則」という。）第2条の規定による公告に関すること。	副所長		否
289	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第4条第1項の規定による核燃料取扱主任者免状の再交付に関すること。	副所長		否
290	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第6条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	所長	部安全規制管理官	否
291	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第11条の規定による認定課程の確認に関すること。	所長	部安全規制管理官	否
292	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第13条の規定による認定等の公示に関すること。	副所長		否
293	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下この表において「使用規則」という。）第2条の6第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長		否
294	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の6第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関すること。	原子力規制部長		否
295	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の7の規定による使用前確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
296	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の10第1項第7号の規定による合併及び分割に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否

297	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第5条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	主管部等の長		否
298	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第6条の7の2（第6条の8第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する事	主管課等の長		否
299	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号）第5条の規定による事業所外廃棄確認証の交付に関する事	主管課等の長		否
300	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下この表において「外運搬規則」という。）第5条第7号及び第8号の規定による安全上支障がない旨の承認に関する事	原子力規制部長		否
301	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第9条第2項第2号及び第10条第2項第2号の規定による基準の承認に関する事	長官		要
302	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第20条の規定による運搬確認証の交付に関する事	主管課等の長		否
303	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第21条第2項の規定による核燃料輸送物の設計承認に関する事	原子力規制部長		否
304	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第22条の規定による容器承認書の交付に関する事	主管課等の長		否
305	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第23条第1項の規定による承認容器として使用する期間の更新に関する事	主管課等の長		否
306	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第23条第3項の規定による容器承認書の書換えに関する事	主管課等の長		否

307	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第24条第3項の規定による容器承認書の書換えに関する事。	主管課等の長		否
308	保障措置室	国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下この表において「国際規制物資使用規則」という。）第3条第2項第3号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
309	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の3第2項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
310	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の4第1項及び第2項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
311	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の5第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
312	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の6第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
313	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の7第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
314	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の10第4号の規定による保障措置検査員の条件に関する事。	長官		要
315	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の22第3号の規定による保障措置検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項の決定に関する事。	長官		要
316	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の27第3項の規定による承認を要する相互流用又は予備費の使用に係る経費の金額の指定及びその承認に関する事。	長官		要

317	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の28第1項の規定による承認を要する繰越しに係る経費の金額の指定及びその承認に関すること。	長官		要
318	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の30第2項の規定による会計規程の基本的事項の承認及び変更の承認に関すること。	長官		要
319	保障措置室	国際規制物資使用規則第9条の規定による封印又は装置の取付けの通報に関すること。	主管課等の長		否
320	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第3条第2項及び第3項の規定による基準の確認に係る通知及び公表に関すること。	主管課等の長		否
321	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第3条第1項第1号表中口の規定による試験の承認に関すること。	長官		要
322	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第21条第1項の規定による試験条件の承認に関すること。	長官		要
323	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第23条第1項第6号の規定による核燃料輸送物の承認に関すること。	原子力規制部長		否
324	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第41条第2項の規定による核燃料輸送物設計承認書の交付に関すること。	主管課等の長		否
325	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第41条第3項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の更新に関すること。	主管課等の長		否
326	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第41条第5項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の書換えに関すること。	主管課等の長		否

327	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号）第4条の規定による放射能濃度確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
328	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号）第4条の規定による放射能濃度確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
329	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
330	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
331	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
332	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第7号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
333	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第8号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
334	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第9号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要

335	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第10号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
336	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用施設等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第11号）第3条第1項による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
337	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号。以下この表において「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第14条の2第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関する事	長官		要
338	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第18条の2第1項第2号の規定による実施計画に定める発電用原子炉施設のうち使用を開始したものの性能について行う検査（検査の基本方針に係るものを除く。）に関する事	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
339	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第18条の2第1項第3号の規定による保安のための措置の実施状況について行う検査（検査の基本方針に係るものを除く。）に関する事	主管課等の長		否
340	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第18条の2第1項第4号の規定による特定核燃料物質の防護のための措置の実施状況について行う検査（検査の基本方針に係るものを除く。）に関する事	主管課等の長		否
341	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）又は東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第18条の2第1項第5号の規定による必要な検査（検査の基本方針に係るものを除く。）に関する事	主管課等の長		否
342	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第1号及び第2号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否

343	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第3号の規定による使用前検査の省略の指示に関する事。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
344	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第22条の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
345	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第24条の規定による使用前検査の終了（重要な工事をした場合における検査に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
346	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第24条の規定による使用前検査終了証の交付に関する事。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
347	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第28条第1項第1号の規定による承認に関する事。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
348	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第28条第2項第1号の規定による溶接検査の省略の指示に関する事。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
349	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第31条の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
350	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第33条の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の終了に関する事。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
351	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第33条の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の終了証の交付に関する事。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否

352	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項の規定による届出の写しの経済産業大臣への送付に関する事。	主管課等の長		否
353	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	改正法附則第5条第1項から第7項までにおいて準用する第4条第2項の規定による届出の写しの経済産業大臣等への送付に関する事。	主管課等の長		否

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電気事業法（昭和39年法律第170号。以下この表において「電事法」という。）第43条第2項の規定による主任技術者の選任の許可に関する事。	長官		要
2	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第47条第1項の規定による工事計画の認可（重要なものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
3	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第47条第2項の規定による工事計画の変更の認可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
4	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第48条第3項の規定による期間の短縮に関する事。	主管課等の長		否
5	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第48条第5項の規定による工事計画の審査の延長に関する事。	主管課等の長		否
6	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第49条第1項の規定による使用前検査（原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更若しくは熱出力の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
7	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第51条第3項の規定による使用前安全管理審査に関する事。	原子力規制部長		否
8	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第51条第6項及び第7項の規定による使用前自主検査の実施に係る体制の審査に係る通知及び評定に関する事。	長官		要

9	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第52条第5項の規定による溶接安全管理審査の評定及び通知に関すること。	長官		要
10	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第54条の規定による定期検査（原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
11	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第55条第6項の規定による定期安全管理審査の通知及び評定に関すること。	長官		要
12	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第107条第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のために直ちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り。）に関すること。	原子力規制部長		否
13	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号。以下この表において「原子力発電工作物保安命令」という。）第6条第2項の規定による主任技術者の兼任の承認に関すること。	長官		要
14	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安令第15条の規定による添付書類の省略の指示に関すること。	主管課等の長		否
15	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長		否
16	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安令第18条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	原子力規制部長		否
17	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安令第20条の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
18	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安令第21条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
19	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令（昭和40年通商産業省令第62号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の可否
1	緊急事案対策室	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この表において「原災法」という。）第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況の届出に係る書類の写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
2	緊急事案対策室	原災法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任の届出に係る書類の写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
3	監視情報課	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事のうち、検査の実施に関する事。	主管課等の長		否
4	監視情報課	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事（前号に掲げるものを除く。）。	緊急事態対策監		否
5	緊急事案対策室	原災法第13条の2第1項の規定による原子力事業者の防災訓練の実施の結果の報告に係る書類の写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
6	緊急事案対策室	原災法第32条の第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のために直ちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したもののうち、放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関するものを除く。）に関する事。	緊急事態対策監		否
7	監視情報課	原災法第32条の第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のために直ちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したもののうち、放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関するものに限る。）に関する事。	緊急事態対策監		否
8	監視情報課	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）第9条第2項の放射線測定設備検査済証の交付に関する事。	主管課等の長		否

別表第4（放射性同位元素等規制法令）

（1）放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下この表において「放射性同位元素等規制法」という。）第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
2	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要しない使用の許可に関すること。	主管課等の長		否
3	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第4条の2第1項の規定による廃棄業の許可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関すること。	長官		要
4	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第9条第1項の規定による許可証の交付に関すること。	主管課等の長		否
5	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
6	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関すること。	主管課等の長		否
7	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第11条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関すること。	長官		要
8	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第11条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関すること。	主管課等の長		否

9	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第12条の規定による許可証の再交付に関する事。	主管課等の長		否
10	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第12条の8第1項の規定による施設検査（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
11	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第12条の8第2項の規定による施設検査（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する事。	主管部等の長		否
12	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第12条の9第1項及び第2項の規定による定期検査に関する事。	主管部等の長		否
13	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第12条の10の規定による定期確認（重要なものうち、初回の定期確認及び確認項目を大幅に変更した直後の定期確認を除く。）に関する事。	主管部等の長		否
14	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第18条第2項（第25条の5において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による運搬物に関する確認に関する事。	主管部等の長		否
15	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第18条第3項（第25条の5において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による運搬容器の承認に関する事。	主管部等の長		否
16	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者に係る合併又は分割の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
17	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者以外に係る合併又は分割の認可に関する事。	主管課等の長		否
18	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第26条の2第2項の規定による許可廃棄業者に係る合併又は分割の認可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する事。	長官		要
19	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第35条第2項の規定による第1種放射線取扱主任者免状の交付に関する事。	主管課等の長		否

20	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第35条第3項の規定による第2種放射線取扱主任者免状の交付に関する事。	主管課等の長		否
21	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第35条第4項の規定による第3種放射線取扱主任者免状の交付に関する事。	主管課等の長		否
22	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の2第1項の規定による登録認証機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
23	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の5第1項の規定による登録認証機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
24	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の16において準用する第41条の2第1項の規定による登録検査機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
25	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の16において準用する第41条の5第1項の規定による登録検査機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
26	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の18において準用する第41条の2第1項の規定による登録定期確認機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
27	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の18において準用する第41条の5第1項の規定による登録定期確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否
28	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の22において準用する第41条の2第1項の規定による登録運搬物確認機関の登録更新に関する事。	主管部等の長		否
29	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の22において準用する第41条の5第1項の規定による登録運搬物確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事。	主管部等の長		否

30	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の24において準用する第41条の2第1項の規定による登録埋設確認機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
31	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の24において準用する第41条の5第1項の規定による登録埋設確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
32	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の26において準用する第41条の2第1項の規定による登録濃度確認機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
33	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の26において準用する第41条の5第1項の規定による登録濃度確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
34	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の30において準用する第41条の2第1項の規定による登録試験機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
35	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の30において準用する第41条の5第1項の規定による登録試験機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
36	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の34において準用する第41条の2第1項の規定による登録資格講習機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
37	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の34において準用する第41条の5第1項の規定による登録資格講習機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
38	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の40において準用する第41条の2第1項の規定による登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
39	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の46において準用する第41条の2第1項の規定による登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否

40	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第43条の2第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
41	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第43条の3第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
42	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第45条の2の規定による官報の公示に関する事。	主管課等の長		否
43	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第46条の規定による関係行政機関の長との協議（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
44	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第47条第1項の規定による関係行政機関の長への連絡に関する事。	主管課等の長		否
45	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第47条第2項の規定による国家公安委員会等に対する連絡に関する事。	主管課等の長		否
46	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第48条の2第1項の規定による国家公安委員会等に対する連絡に関する事。	主管課等の長		否
47	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第48条の3第2項及び第3項の規定による環境大臣に対する連絡に関する事。	主管課等の長		否
48	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下この表において「放射性同位元素等規制法施行規則」という。）第14条の16の規定による施設検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
49	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第14条の19の規定による定期検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
50	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第14条の21の規定による定期確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否

51	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第18条第1項第1号口の規定による容器に封入することが著しく困難なものの運搬に係る障害防止のための措置の承認に関する事。	主管部等の長		否
52	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第18条第2項の規定による特別措置による運搬に係る障害防止のための措置の承認に関する事。	主管部等の長		否
53	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第18条の5第7号及び第8号並びに第18条の6第5号の規定による安全上支障がない旨の承認に関する事。	主管部等の長		否
54	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第18条の16（第24条の2の6において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による運搬確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
55	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第18条の17第4項（第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出書類の省略に関する事。	主管部等の長		否
56	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第18条の18（第24条の2の7において適用する場合を含む。）の規定による容器承認書の交付に関する事。	主管課等の長		否
57	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第18条の19第1項（第24条の2の7において適用する場合を含む。）の規定による承認容器として使用する期間の更新に関する事。	主管課等の長		否
58	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第18条の19第3項（第24条の2の7において適用する場合を含む。）の規定による容器承認書の書換えに関する事。	主管課等の長		否
59	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第19条の3の規定による埋設確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
60	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第34条の規定による試験を施行する日時、場所等の官報公告に関する事。	主管課等の長		否
61	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第35条の2の規定による合格証の交付及び合格者の官報公告に関する事。	主管課等の長		否
62	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第35条の3第1項の規定による放射線取扱主任者試験合格証の再交付に関する事。	主管課等の長		否

63	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第35条の6の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関する事。	主管課等の長		否
64	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第35条の7第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の再交付に関する事。	主管課等の長		否
65	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第36条の2の規定による免状の交付に関する事。	主管課等の長		否
66	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第37条の規定による免状の訂正に関する事。	主管課等の長		否
67	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第38条第1項及び第2項の規定による免状の再交付に関する事。	主管課等の長		否
68	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第38条の2の規定による放射線取扱主任者に係る研修修了証の交付に関する事。	主管課等の長		否
69	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第38条の9において読み替えて準用する第38の2の規定による特定放射性同位元素防護管理者に係る研修修了証の交付に関する事。	主管課等の長		否
70	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法施行規則第40条の規定による収去証の交付に関する事。	主管課等の長		否
71	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。）第15条、第29条、第43条、第57条、第71条、第85条、第98条、第110条、第121条及び132条の規定による官報公示に関する事。	主管課等の長		否
72	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	登録認証機関規則第46条第1項第1号の規定による委員会が認める外国法令に関する事。	主管部等の長		否
73	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する規則（平成21年文部科学省令第14号）第16条の規定による官報告示に関する事。	主管課等の長		否

74	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第7号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第25条第2項の規定による放射性輸送物設計承認書の交付に関すること。	主管課等の長		否
75	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第25条第3項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効期間の更新に関すること。	主管課等の長		否
76	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第25条第5項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効期間の書換えに関すること。	主管課等の長		否

別表第5（その他の法令）

（1）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	主管課等	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。）第35条の4第1項の規定による中長期目標の策定（変更を含む。）に関する事（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）。	長官		否
2	主管課等	通則法第35条の4第1項の規定による中長期目標の指示及び公表に関する事。	主管課等の長	総務課長	否
3	主管課等	通則法第35条の4第3項の規定による独立行政法人評価制度委員会（以下この表において「評価委員会」という。）評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官		否
4	主管課等	通則法第35条の4第4項の規定による研究開発に関する審議会の意見の聴取に関する事。	長官		否
5	主管課等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第25条の規定による原子力委員会の意見の聴取に関する事。	長官		否
6	主管課等	通則法第35条の5第1項の規定による中長期計画の認可（変更の場合を含む。）に関する事（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）。	長官		否
7	主管課等	通則法第35条の6第6項の規定による研究開発に関する審議会の意見の聴取に関する事。	長官		否
8	主管課等	通則法第35条の6第7項の規定による評価の結果の通知及び公表に関する事。	主管課等の長	総務課長	否
9	主管課等	通則法第35条の7第2項の規定による研究開発に関する審議会の意見の聴取に関する事。	長官		否
10	主管課等	通則法第35条の7第3項の規定による評価委員会に対する通知及び公表に関する事。	主管課等の長	総務課長	否

11	主管課等	通則法第67条の規定による財務大臣協議に関すること（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第28条第1項第4号及び第5号並びに国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成11年法律第176号）第19条第1項第2号に規定する事項に係るものを除く。）。	長官		否
----	------	---	----	--	---

(2) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	総務課	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下この表において「政策評価法」という。）第6条第4項（第6条第5項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の総務大臣への通知及び公表に関すること。	主管課等の長		否
2	総務課	政策評価法第7条第3項の規定による実施計画の総務大臣への通知及び公表に関すること。	主管課等の長		否
3	総務課	政策評価法第10条第2項の規定による評価書の総務大臣への送付並びに当該評価書及びその要旨の公表に関すること。	主管課等の長		否
4	総務課	政策評価法第11条の規定による政策評価の結果の政策への反映状況の総務大臣への通知及び公表に関すること。	主管課等の長		否

(3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第27条第2項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	主管課等の長		否

(4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第35条第2項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	主管課等の長		否

## (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第23条第2項の規定による都道府県知事に対する通知に関する事。	主管課等の長		否

## (6) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第21条第2項の規定による市町村長に対する通知に関する事。	主管課等の長		否

## (7) 振動規制法（昭和51年法律第64号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第18条第2項の規定による市町村長に対する通知に関する事。	主管課等の長		否

## (8) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	主管課等	特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下この表において「特定秘密保護法」という。）第6条第2項の規定による他の行政機関の長との協議に関する事。	長官		否
2	主管課等	特定秘密保護法第5条第1項による同法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定に関する事。	長官		否
3	主管課等	特定秘密保護法第12条第3項の規定による評価対象者に対する告知に関する事。	課等の長		否
4	主管課等	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下この表において「運用基準」という。）II6（4）の規定による特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。）第11条第1項に規定する規程の案の内閣総理大臣への通知に関する事。	長官		否

5	主管課等	運用基準IV 3 (1) アの規定による名簿の作成及び適性評価実施責任者への提出に関すること。	課等の長		否
6	主管課等	運用基準IV 3 (1) エの規定による名簿の記載事項の変更の適性評価実施責任者への通知に関すること。	課等の長		否
7	主管課等	運用基準IV 3 (2) アの規定による適性評価の実施の承認に関すること。	長官		否
8	主管課等	運用基準IV 3 (2) イの規定による適性評価の実施の承認を得たか否かの特定秘密管理者への通知に関すること。	課等の長		否
9	主管課等	運用基準IV 4 (3) ア及び(4) イの規定による適性評価の実施の不同意及び同意の取下げの報告に関すること。	長官		否
10	主管課等	運用基準IV 4 (3) イ及び(4) ウの規定による適性評価の実施の不同意及び同意の取下げの特定秘密管理者への通知に関すること。	課等の長		否
11	主管課等	運用基準IV 6 (1) の規定による評価対象者の評価に関すること。	長官		否
12	主管課等	運用基準IV 7 (2) アの規定による適性評価の結果の特定秘密管理者への通知に関すること。	課等の長		否
13	人事課	運用基準IV 8 (1) の規定による適性評価についての苦情の概要の報告に関すること。	長官		否
14	人事課	運用基準IV 8 (3) エの規定による苦情についての調査の結果及び処理の方針の承認に関すること。	長官		否

15	主管課等	運用基準Ⅳ 8 (4) オの規定による特定秘密管理者への通知に関する事。	課等の長		否
16	主管課等	運用基準Ⅴ 3 (2) ア (ア) の規定による特定秘密指定管理簿の写しの内閣府独立公文書管理監への提出に関する事。	課等の長		否
17	主管課等	運用基準Ⅴ 3 (2) ア (イ) の規定による内閣府独立公文書管理監への報告に関する事。	課等の長		否
18	総務課	運用基準Ⅴ 4 (2) ア (イ) の規定による通報者に対する通知に関する事。	長官		否
19	総務課	運用基準Ⅴ 4 (2) ア (ロ) の規定による調査の結果の通報者に対する通知に関する事。	長官		否
20	総務課	運用基準Ⅴ 4 (2) ア (カ) の規定による通報の処理内容の内閣府独立公文書管理監に対する報告に関する事。	総務課長		否
21	主管課等	運用基準Ⅴ 5 (1) アの規定による内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に対する報告に関する事。	課等の長		否

別表第6

事 項	文 書 記 号
規 則	原 規 委 規 則
告 示	原 規 委 告 示
訓 令	原 規 委 訓 令

## ＜委員会規則簿＞

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	省令番号	備考

## ＜委員会告示簿＞

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	告示番号	備考

## ＜官報掲載委員会訓令簿＞

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	訓令番号	備考

<一般訓令簿>

整理番号	文書番号	主管課等	件名	制定年月日	訓令番号	備考

<官庁報告簿>

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	種別	備考













(様式第 1 1)

使 送 伝 票	
宛 名	府・省 局 庁 部 課
文書件名 又は番号	
発信者名	原子力規制庁 課
送付月日	年 月 日
受領者	
原子力規制委員会	

## ＜書留郵便物等接受簿＞

整理番号	接受年月日	種別	番号	差出人	受取人	配布先の部等又は課等の 接受者	備考

(様式第 13)

原子力規制委員会受付印

